

共済だより

KYOSAI!

Yamaguchi

4
APR
2011
月号



錦帯橋(岩国市)

平成23年度事業計画及び予算

2

貯金事業のご案内

6

平成23年度保健事業について

8

貸付事業のご案内

10

年金学校 

11

しっちゃん! 扶養認定

12

Information 貯金係からのお知らせ

14

平成23年度 事業計画及び予算

3月2日第1回組合会で議決

平成23年第1回組合会が3月2日に開催され、平成23年度の事業計画及び予算が決まりましたのでお知らせします。共済組合の事業は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金で賄われています。しかし、組合員数の減少や給与削減等により収入の大幅な減少は避けられず、また、混迷が続く経済・金融情勢のなか、資金運用益の見通しも大変厳しくなっています。

短期経理は、医療保険制度改革に伴う負担増や医療費の増高等で厳しい財政状況にあります。短期財源率は、昨年度大幅に引き上げましたので、今年度は据え置きます。一方、介護財源率は、介護納付金の増加に伴い財源率を引き上げることとしました。短期給付事業の安定的運営を確保するため、組合員や被扶養者の医療費の分析を行うとともに、「短期給付財政安定化計画」を策定し、医療費抑制策を講じることとしています。

長期経理は、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に集約して一元的に処理されています。年金制度に対する理解と信頼を高めるため、組合員等への周知を図り、相談業務の充実に努めます。

保健経理は、組合員及び被扶養者の疾病予防を中心とした事業を重点的に行っていくこととします。特定健康診査及び特定保健指導については、目標値達成のため周知及び実施率向上に努めます。また、新規事業として、今年度から組合員については歯科健診助成を開始します。

厳しい経営環境にある宿泊経理は、利用促進、魅力的な企画商品の開発、経費節減等により一層の経営努力を行っています。

基本項目

予算作成にあたっての基礎数値です

区 分	全 体	介護第2号被保険者
組合員数	16,212人	9,199人
組合員1人当たりの給料月額	短期 328,912円	短期 384,763円
	長期 328,266円	—
被扶養者数	18,737人	3,161人

平成23年度財源率

給料(本俸)

(単位:%)

経理区分 組合員種別	短期経理						保健経理		長期経理			業務経理	
	掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	児童手当 拠出金	事務費 負担金
一般組合員	一般職	56.25	56.25	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	96.925 (99.1375)	97.3 (99.5125)	48.125	—
	組合専従	56.25	56.25	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	96.925 (99.1375)	96.925 (99.1375)	48.125	1.30
	特別職	45.0	45.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—
	派遣職員	56.25	56.25	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	96.925 (99.1375)	97.3 (99.5125)	48.125	1.30
市町村長組合員	45.0	45.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—	
長期組合員	一般職	2.20	2.20	—	—	—	0.3375	2.7	2.7	96.925 (99.1375)	97.3 (99.5125)	48.125	—
	特別職	1.76	1.76	—	—	—	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—
市町村長長期組合員	1.76	1.76	—	—	—	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—	
特定消防組合員	56.25	56.25	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	96.925 (99.1375)	97.3 (99.5125)	48.125	—	
船員一般組合員	52.09	67.91	6.5	6.5	0.25	0.3375	2.7	2.7	96.925 (99.1375)	97.3 (99.5125)	48.125	—	
継続長期組合員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96.925 (99.1375)	97.3 (99.5125)	48.125	1.30

1人当たり
月額847円

期末手当等(ボーナス)

(単位:%)

経理区分 組合員種別	短期経理						保健経理		長期経理			業務経理	
	掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	公的負担金	児童手当 拠出金	
一般組合員	一般職	45.0	45.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—
	組合専従	45.0	45.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.54 (79.31)	38.5	1.30
	特別職	45.0	45.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—
	派遣職員	45.0	45.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	1.30
市町村長組合員	45.0	45.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—	
長期組合員	一般職	1.76	1.76	—	—	—	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—
	特別職	1.76	1.76	—	—	—	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—
市町村長長期組合員	1.76	1.76	—	—	—	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—	
特定消防組合員	45.0	45.0	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—	
船員一般組合員	41.672	54.328	5.2	5.2	0.20	0.27	2.16	2.16	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	—	
継続長期組合員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77.54 (79.31)	77.84 (79.61)	38.5	1.30

※ 長期組合員、市町村長長期組合員は、後期高齢者医療制度の被保険者です。

※ 長期掛金・負担金の()は、9月以降の率です。

■ : 今年度変更となった率です。

◆ 短期経理 ◆ 医療費等の給付を行います。

短期財源率は据え置き
介護財源率を引き上げ

短期給付財政については、組合員数の減少に加え給与等の引き下げにより、掛金・負担金の収入が減少する一方、平成20年度から始まった高齢者医療制度に係る支援金が年々増加しています。そのために短期財源率について平成20年度、平成22年度と大幅な引き上げを行って運営してきました。

その結果、平成23年度はわずかではありますが、当期短期利益金を生じる見込みです。

しかし、現在、政府において、現行の後期高齢者医療制度に代わる新たな高齢者医療制度が検討されており、新制度による支援金の負担方法が実施された場合、平均収入が高い共済組合の負担が大きく増加することとなります。

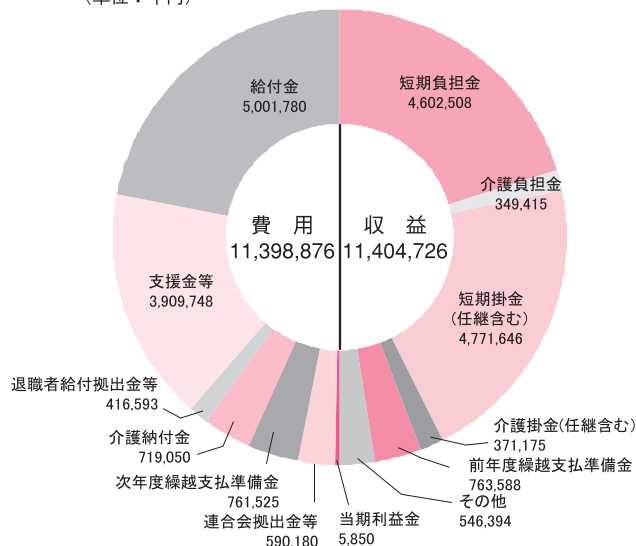
このような状況を踏まえ、平成23年度における短期財源率は据え置いて運営することができますが、今後は更なる財源率の引き上げを避けられない見通しです。

また、介護財源率は、組合員数の減少にもかかわらず、介護被保険者1人当たりの負担額の増加が見込まれ介護納付金が増加するため、財源率を千分の1.2引き上げ、千分の10.4にすることとなりました。

介護財源率の引き上げは、組合員の皆さんに負担をおかけすることになりますが、今後の短期経理の健全な運営のためにご理解いただきますようお願いいたします。

また、引き続き疾病の早期発見・早期治療に心がけていただきますようよろしくお願いいたします。

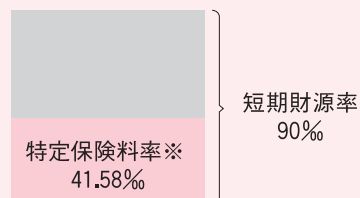
(単位：千円)



平成23年度
高齢者医療制度に支援する費用です。

前期高齢者納付金	22億2,282万円
後期高齢者支援金	16億8,693万円
退職者給付拠出金	4億1,651万円
老人保健拠出金	8万円

合計 43億2,634万円



※高齢者医療に係る費用を総報酬額で除した率

◆ 長期経理 ◆ 年金給付のための資金です。

9月に保険料率の引き上げ

長期給付事業の一元的処理に伴い、連合会が年金の決定・支払いを行います。このため、この経理は、地方公共団体から徴収した掛金・負担金を受けて連合会に払い込むための経理となります。

現在、退職共済年金の請求については、組合員及び年金待機者の利便性の向上を図るため、ターンアラウンド方式(住所・氏名等の共済組合で把握している基本情報をあらかじめ印字した請求書を送付する方式)による退職共済年金決定請求書の事前送付を実施し、年金の請求もれを防止するように努めております。

また、平成22年4月から「地共済年金情報Webサイト」が開設され、ホームページで年金個人情報が閲覧できるようになりましたので、さらに制度に対する理解と信頼を高めるため、組合員、年金受給者及び年金待機者に対して積極的に広報活動を行い、相談業務の充実に努めております。

◆ 預託金管理経理 ◆ 長期給付積立金の一部を運用します。

長期給付積立金は、連合会において運用されていますが、この積立金の一部を連合会から委託運用することが認められています。

運用方法については、地方公共団体への縁故地方債、他経理への貸付及び短期運用となっております。

◆ 業務経理 ◆

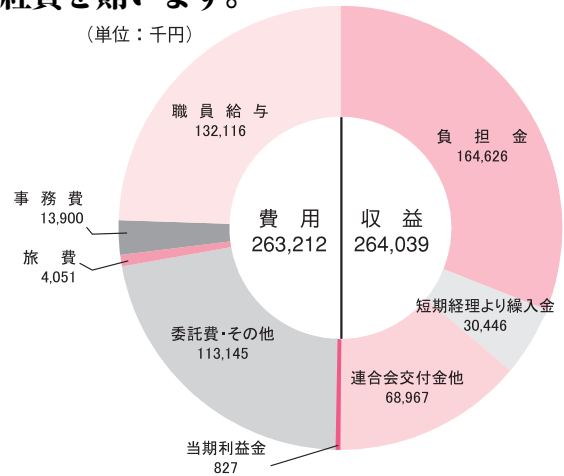
事業運営に必要な諸経費を賄います。

短期経理から事務費を繰入

短期給付事業、長期給付に関する事業などを行うための事務費や人件費などを賄う経理で、財源は、地方公共団体等から事務費負担金として納付されております。

平成23年度の地方公共団体負担分は、組合員1人当たり年額10,164円となります。また、短期経理からは、組合員1人当たり年額1,880円を繰り入れます。

収支の結果は、当期利益金を生じる見込みですが、より一層の事務経費の削減に努めます。



◆ 保健経理 ◆

健康の保持増進を目的に事業を行います。

歯科健診助成を始めます

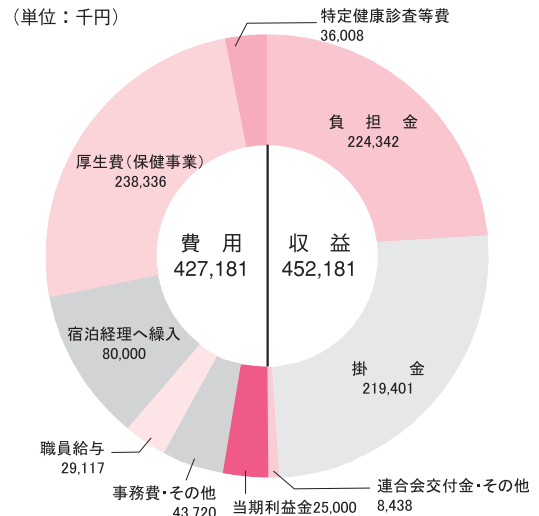
保健事業では、組合員及び被扶養者の健康保持増進に重点をおいた事業を行っています。

平成23年度は、短期人間ドック助成や健康診断等費用助成などの疾病予防対策事業を中心に医療費増高対策に努めます。健康診断等費用助成については見直しを行い、新規事業として歯科健診助成を開始します。

特定健康診査及び特定保健指導では平成20年度から24年度までの特定健康診査等実施計画に基づいた目標値の達成に向け、平成23年度から特定健診及び特定保健指導の自己負担を廃止し全額助成を行うこととします。

また、防長苑に対しては、土地・建物等資産の保持及び管理に要する費用や減価償却費等に充てる費用として繰り入れを予定しています。

なお、平成23年度からシーサイドパレス萩を運営していた保健経理(2)の資産を承継しています。



◆ 保健経理 (2) ◆

保健施設「シーサイドパレス萩」を運営してきた経理です

施設は平成23年1月31日をもって営業を終了し、事業を廃止したことによりこの経理の資産は保健経理へ全て承継されました。ご愛顧ありがとうございました。

◆ 貯金経理 ◆

財産づくりをお手伝いします。

支払利率年1.1%

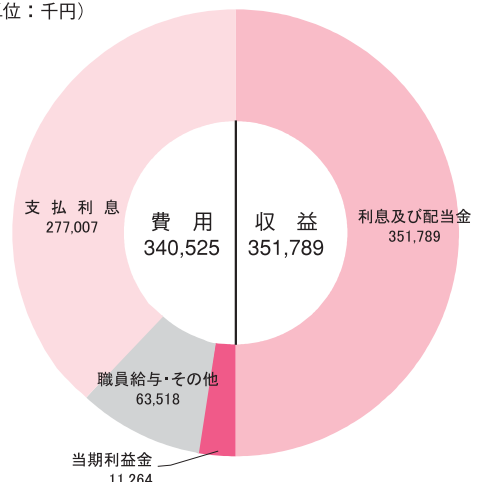
国内経済については消費者物価指数の前年比マイナス、為替相場の円高、国内債券相場の高金利などが当面は継続することが予想され、平成23年度は大変厳しい運用環境になると考えられます。

皆さんからお預かりした資金は、預金以外は国債・地方債・特別の法律による法人の発行する債券・高格付の社債及び外国債券による運用を今後も引き続き行って参ります。また、社債及び外国債券の運用については購入時及び購入後においても金融機関や格付機関等からの情報を収集・分析し、変動する様々なリスクを抑えるように努めます。預金については、リスク回避のため複数の金融機関に資金を分散し、取引金融機関については選定基準を設けて経営状況などの情報収集に努めます。

低金利時代の今、あなたのもっとも確実な資金運用先として、安全・有利な共済貯金をどうぞご利用ください。

(6、7ページ及び14ページに関連記事があります。)

(単位：千円)



◆ 貸付経理 ◆ 住宅資金や臨時資金をお貸しします。

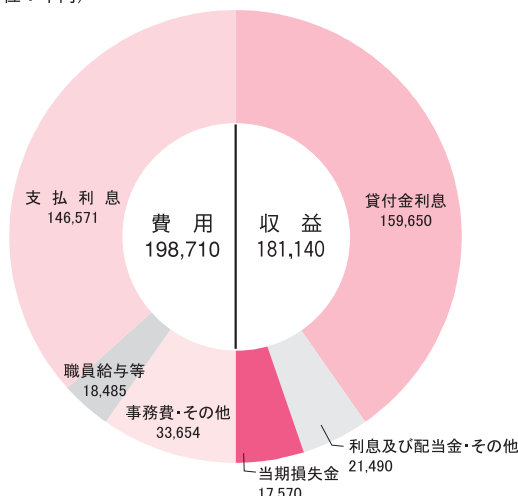
(単位：千円)

貸付件数は減少しています

貸付利率は、財務大臣が定める財政融資資金利率（10年もの）に連動する変動性となっており、当該設定利率の最低利率で下げ止まっています。しかし、市中金融機関の貸付利率が低くなっている状況のなかでは共済貸付の有利性が乏しく新規貸付申込者の減少、民間金融機関への借換えのための繰上一括償還者の増加など、組合員貸付金残高は年々減少しています。

また、昨年に引き続き今年度も全国的に貸付事故は減少傾向にあり、貸付債権共同保全事業の保険料率の引き下げにより、費用負担は軽減されますが、貸付利息収入が減少し、単年度収支は赤字となる見込みです。

このため、平成23年度においても剰余金（欠損金補てん積立金）を取り崩し運営する予定です。



◆ 宿泊経理 ◆ 保養所 防長苑を運営しています。

レストラン旬花

やまぐち食彩店に認定されています。



施設収入については、前年度比10%増を計画しています。営業活動を強化しあらゆる機会をとらえて組合員の皆様のマイハウスとして利用いただけるよう積極的に広報を行い、OBである年金受給者や一般利用者の利用促進についても積極的な営業活動を進めます。

また、ホームページを利用した宿泊予約販売の推進や、宿泊をセットにしたプラン等の充実を図り、今後の利用客の増加に向けて努力します。

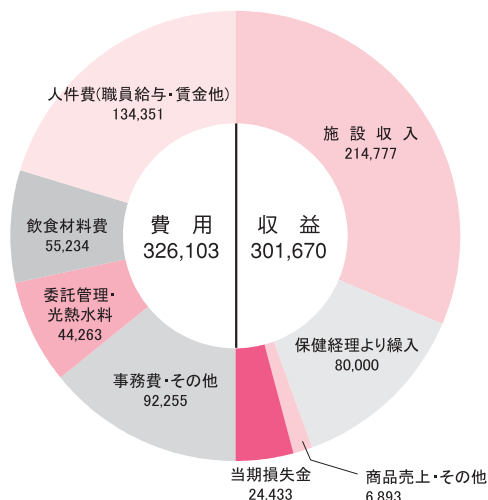
レストラン部門については、やまぐち食彩店の特色である地産池消のメニューの開発を行い、県内外に山口の食材の良さをPRし、限定メニューも提供できる施設として利用促進を図ります。

サービス面においては、職員の接客能力の向上のため、学習と研修に務め、人事管理における職業能力の開発と向上を推進します。

職員が一人丸となって魅力的な企画販売とサービスの向上に努め、健全経営を目指します。ぜひ、ご家族おそろいで、また、お友達とお誘い合わせのうえお越しください。

皆様にご満足いただける料理、おくつろぎいただける空間をご用意してお待ちしています。

(単位：千円)



防長苑の主なイベント予定

生ビール祭り	6月～7月
夏休み宿泊プラン	7月～8月 ～企画検討中
秋の宴（和食の祭典）	9月
ゆく年プラン	11月～12月
冬のバイキング	2月
フランス料理の夕べ（西洋料理の祭典）	3月
歓送迎会プラン	3月～4月

世界の料理をお楽しみください



2008年
世界料理オリンピック
ジュニア部門金メダル受賞
日本代表キャプテン
防長苑 洋食調理人 澤野 惇史

貯金事業のご案内

1.事業の目的としくみ

地方公務員等共済組合法(以下「法」という)に基づき、組合員の生活の安定と福祉の増進を目的としています。
組合員の皆様からお預かりしたお金を、共済組合が一括して安全かつ効率的に運用することで収益金を得て、貯金者の皆様に利息として還元しています。



2.貯金利率(平成23年4月1日現在)

年1.1%(税引後0.88%)の半年複利 ※金融情勢及び運用状況により変更します。

3.運用状況

共済積立貯金の資金は、法の定めるところにより、安全性の高い金融商品の範囲で運用することが義務付けられています。また、不測の事態に備えて積立金を保有しています。

貯金経理での運用額は、平成22年12月現在で約281億円となっています。そのうち約82.3%を安全性の高い債券で運用し、残りの約17.7%を普通預金及び定期預金で運用しています。

運用状況については、定期的に共済だより(9・10月号及び3月号)に掲載しています。

4.共済積立貯金とペイオフ(預金保険制度)

ペイオフとは、金融機関が万一破綻した場合に、預金保険制度により預金等の払戻額が一定額まで保護される制度です。共済組合はペイオフにいう金融機関に該当しないため、共済積立貯金は保護の対象とはなりません。

そのため、共済組合では不測の事態に備えた積立金を計画的に積み立てるとともに、複数の金融機関に預金を分散して預けており、これまでお約束した利息をお支払いしています。

共済貯金に加入するには…

上記の内容についてご理解いただいたうえで加入を希望される方は、本誌に差込みしている「積立貯金加入・変更・解約申込書」に必要事項を記入して、共済組合事務担当課に提出してください。

現在、「春の加入率アップ大作戦!!」というキャンペーンを実施していますので、この機会にぜひ加入をご検討ください。(詳細は14ページをご覧ください。)

お問い合わせ先 福祉課貯金係 ☎083-925-6551

共済積立貯金は、山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は加入できません。積立貯金の概要・主な手続きについては、以下のとおりです。「積立貯金加入・変更・解約申込書」を本誌に差込みしていますので、ご利用ください。

なお、本誌14ページに「貯金係からのお知らせ」を掲載していますので、そちらもぜひご覧ください。

様式第1号

積立貯金加入・変更・解約申込書 (共済)

山口県市町村職員共済組合理事長 殿

私は、山口県市町村職員共済組合貯金規程を承諾し、下記のとおり申込みいたします

所属所名	所属所番号	加入(組合員)
フリガナ	性別	1. 昭和 2. 昭和 3. 平成
氏名	男・女	

1 加入 毎月10日共済組合必着⇒翌月から積立開始
 定時積立 給料から天引きして積立(千円の整数倍)
 臨時積立 期末・勤勉手当から天引きして積立(千円の整数倍)
 随時積立 希望するときに希望する額を積立(万円の整数倍)
 各所属所の共済事務担当課で専用の振込依頼書を受け取り、必要事項を記入して山口銀行本店の窓口で振込み(振込手数料無料)
 *随時積立のみの加入もできます

2 積立額変更 年2回
 4/10~5/10共済組合必着⇒
 6月からの変更
 9/10~10/10共済組合必着⇒
 11月からの変更
 変更する積立額のみを記入してください
 積立をやめる場合は、積立額欄に斜線を引いてください

1 加入	課税区分	課税		非課税限度額 万円	月からの積立 定時積立額	臨時積立額	期末・勤勉手当から 手当から
		課税	非課税				
2 積立額変更	定				0 0 0		0 0 0
3 月からの再開	定						0 0
4 月からの中断	定						0 0
5 月末で解約							
6 課税区分変更	課税に変更						
	非課税に変更						
7 非課税限度額変更		新限度額		万円			
8 届出印変更	1. 都合による。		旧届出印	新届出印			
	2. 紛失による。						

3・4積立の再開・中断
 毎月10日共済組合必着
 ⇒翌月から再開・中断
 *中断前と同額での再開となります

5 解約 毎月10日共済組合必着⇒当月末日送金
 *解約月の積立はできません
 *解約金は、給付金等振込口座に送金
 *金融機関が休日のときはその前営業日の送金

8 届出印変更
 変更発生後、随時変更

*随時積立以外の手続きは、すべて所属所の共済事務担当課を経由して行ってください。

貯金の払戻	「払戻請求書」を所属所の事務担当課を経由して提出 月2回 毎月10日共済組合必着⇒当月末日に給付金等振込口座に送金 毎月25日共済組合必着⇒翌月15日に給付金等振込口座に送金 *金融機関が休日のときはその前営業日の送金
利息	毎年9月と3月の末日に半年分を計算して同日付で元金に組み入れます。 毎年10月と4月の中旬に、半年間の積立額の変動を記載した「貯金現在残高通知書」(封書)を所属所経由で送付します。
利子税	源泉分離課税を適用 利息の20%(国税15%、地方税5%)を源泉徴収 ただし、一定の要件に該当する方は、「障害者等に対するマル優制度」を利用することができます。詳細は、共済組合福祉課貯金係または所属所の共済事務担当課でご確認ください。

共済積立貯金に関する個人情報の利用について

貯金業務で取り扱う主な個人情報の利用目的は、次のとおりです。

- 〈当組合内部におけるもの〉
 - ・貯金の受入、払出
 - ・残高管理及び貯金台帳等各種帳票の作成
- 〈他の個人情報取扱業者等への情報提供を伴うもの〉
 - ・貯金の受入、払出等に伴う所属所及び給与等支給機関への情報提供
 - ・非課税制度のために必要な情報の税務署への提供
 - ・貯金の払出、送金のために必要な情報の送金委託金融機関への提供
 - ・貯金事業に必要な情報の所属所への提供

平成23年度の保健事業について

疾病予防・医療費増高対策に重点を置いて行っています。組合員及び被扶養者の皆様の健康増進にお役立てください。

◆請求用紙は、共済組合ホームページでのダウンロードによるか、各所属所の共済事務担当課でお受けください。

◆利用助成券は、各所属所の共済事務担当課で発行してもらってください。

項目	内容	実施対象者	実施時期	場所等	案内及び利用方法		
疾病予防対策事業	短期人間ドック	「1泊2日ドック」 受診費用の助成	40歳以上の 組合員	通年	契約 健診機関	今年度受診希望については、1月に配布した「人間ドック利用申込書」により、申し込みいただいております。後日、所属所経由で申込者あてに人間ドックご案内を送付します。 ※今年度の申込みは締め切りました。	
		「日帰りドック」 受診費用の助成	30歳以上の 組合員、 被扶養配偶者				
	歯科健診助成	「歯科健康診断」 受診費用の助成	組合員		山口県歯科 医師会員の 歯科医院		本誌差込みの「歯科健康診断事業がはじまります。」をご覧ください。
医療費増高対策事業	保健図書配布	出産予定組合員・被扶養者に 育児専門書の贈呈	組合員、 被扶養者	通年	—	育児専門書請求書（すくすく赤ちゃん・育児Q&A・赤ちゃん和妈妈（月刊誌）から1つを選択）により請求してください。 請求者のご自宅に送付します。	
		新規加入組合員に共済組合事業の案内等の配布	新規加入 組合員		—	各所属所を通じて配布します。	
	電話健康相談	24時間フリーダイヤル、インターネットによる無料健康相談（専門業者に委託）	組合員、 被扶養者		—	フリーダイヤル（0120-876-898：携帯電話使用可）、インターネット（共済ホームページ「共済健康相談室」からアクセス。IDは876898です。）での相談方法があります。	
	メンタルヘルス相談	医療機関等で組合員の心の健康相談：1人につき年度内3回まで無料（医療機関等に業務委託）	組合員		委託機関 （別紙うす緑色リーフレットを参照）	「メンタルヘルス相談事業の実施について（うす緑色のリーフレット）」を本誌に差込んでいます。「23年度相談利用券（リーフレットに添付）」と「組合員証（健康保険証）」を委託相談機関の窓口に表示してご利用ください。	
	健康セミナー	健康管理者研修会	健康維持増進等に関する管理者向け研修	所属所各部署の 管理者等	未定	防長苑	日程、内容等詳細が決まりましたら各所属所に開催案内を通知します。
		健康関連講座	健康維持増進等に関する講演と軽い運動を予定	組合員、 被扶養者	7月～ 10月	調整中	日程、内容等詳細が決まりましたら共済日より、ホームページ、各所属所に開催案内を送付し、参加者の募集をしますので奮ってご参加ください。
		体力づくり教室	運動を始めるきっかけづくりや、スポーツ体験教室を開催予定	組合員、 被扶養者			
ライフプラン事業	生涯生活設計型講座	年代別又はテーマ別に分けて開催	組合員、 配偶者	7月～ 10月	防長苑		
	退職予定者説明会	年度末退職予定者へ年金・医療制度の説明	組合員	10・11月	県内 約6会場		
保養事業	施設宿泊利用助成	防長苑 1人1泊 3,000円	組合員、 被扶養者	通年	契約施設 （別紙桃色 リーフレット を参照）	利用施設を決め、所属所の共済事務担当課で必要事項（注）をすべて記入した利用助成券を発行してもらい、組合員証・被扶養者証（健康保険証）と共に施設に持参すると、助成額分を差し引いて精算できます。	
		契約保養所及び旅館 1人1泊 2,000円	組合員、 被扶養者				保養所「防長苑」宿泊利用助成券・組合員連記用（白色） ・組合員、被扶養者用（桃色）
	保健・文化施設利用助成	1人1利用につき料金の500円以内の額	組合員、 被扶養者			契約保養所及び旅館 宿泊利用助成券（黄色）	
	銀婚祝保養所優待助成	銀婚を迎えた組合員へ防長苑の優待助成券を贈呈	組合員		防長苑	5月に所属所で該当者を調査して報告いただき、6月末に該当者宅に「銀婚祝保養所優待助成券」を直接送付します。利用の際は、直接施設にお問い合わせください。	
	旅行支援	「JRバカンスクーポン」共済組合又は旅行業者の直営・契約施設に宿泊する旅行のJR等の運賃割引	組合員、 被扶養者		JTB、近畿日本ツーリスト、トップツアー	バカンスクーポン購入申込書に記入し、取扱旅行会社へ直接提出してください。	

（注）必要事項とは、利用施設名・利用年月日・利用者名（組合員証記号、番号）・助成金額となります。

利用助成券が使用できる契約施設のご案内

助成券が使える施設は、共済組合ホームページでも確認できます。

「利用助成契約施設等一覧表(平成23年度)」(桃色)を、本誌に差し込んでいます。

これは、今年度、利用助成券を持参することで、利用料の助成を受けることができる施設についてお知らせしたもので、前ページの「施設宿泊利用助成」及び「保健・文化施設利用助成」の欄と合わせてご覧ください。

施設利用助成券の使用の際の注意事項!

- 利用できる方は、組合員及び被扶養者に限ります。(組合員証等(健康保険証)をお持ちの方です。任意継続組合員は除く。)ただし、幼児等で宿泊料(保健文化施設については利用料)が発生しない方は、助成券の利用対象となりません。
- 利用助成券は、所属所の共済組合事務担当課で、必要事項をすべて記入したものを発行してもらい、施設利用の受付時に提出してください。未記入箇所のある助成券は、施設の受付で受理できません。
- 施設受付窓口で助成券を提出する際は、利用対象者全員の組合員証等を提示してください。
- 利用対象者以外の方が誤って利用された場合は、助成額をご負担いただくこととなりますので、ご注意ください。
- 他人への貸与、譲渡等はできません。
- 利用当日に助成券を持参できなかった場合は、助成を受けることはできません。
- 各種助成券は、「平成23年度用」と記載してあるものしか使用できません。
- 施設の利用料金等は、利用条件により異なりますので、詳細はご予約の際に利用施設にご確認ください。

◇助成券の適正利用のため、ご協力を重ねてお願いいたします。

メンタルヘルス相談事業のご案内

平成23年度用の「メンタルヘルス相談事業の実施について」(うす緑色)を、本誌に差し込んでいます。

【相談機関一覧表】を掲載しており、平成23年度メンタルヘルス相談利用券を添付していますので、ご利用ください。(平成22年度用の藤色のものは使用できませんので、ご注意ください。)

利用券は、1回につき1枚、組合員1人につき年度内3回まで無料で利用できるもので、年度内の再発行はしません。紛失しないよう大切に保管しておいてください。

相談機関(医療機関)の医師が投薬等の医療が必要と認めるときは、相談者の了承により保険診療となります。

●利用できる方	山口県市町村職員共済組合の組合員本人に限ります。
●利用方法	相談機関に「利用券での相談」と直接電話で予約してください。相談機関により予約不要のところもありますので【相談機関一覧表】で確認してください。共済組合のホームページでも確認できます。 相談時には、「メンタルヘルス相談利用券」と「組合員証(健康保険証)」を相談機関の窓口提出してください。

それぞれ、相談者のプライバシーは保護されますので、安心してご相談ください。

電話健康相談のご案内

0120-876-898

携帯電話もOK!

年中無休・24時間
いつでも安心
相談料・通話料は無料

育児や介護の不安!

インターネットでの相談もできます。

気になる健康のお悩みに...

本共済組合のホームページから!



クリック!

共済 健康相談室

健康・こころの
オンライン

ID
876898
でログイン!

突然の症状や
病気の悩み!

Web相談

ご利用ください!

お問い合わせ先 保険課医療保健係 ☎083-925-6142

共済組合「貸付事業」についてお知らせします。

共済組合では、組合員の皆さんに対し「貸付事業」を行っています。臨時の支出に対する資金を貸付けることで、組合員の皆さんの生活の安定を図るために設けられた事業です。

貸付けの原資が公的資金(年金資金)からの借入金であること、貸付事故が増加していることなどの理由から一層の健全な事業運営が求められており、貸付けの対象範囲・審査基準など厳しくせざるを得ない状況ではありますが、組合員の皆さんには制度の内容・趣旨・状況をご理解をいただいたうえで、共済組合の貸付けを有効にご活用ください。

詳細及び手続き等は所属所事務担当課又は共済組合福祉課にご照会ください。

「貸付一覧」

(平成23年4月1日現在)

貸付種類		貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付		◇組合員の生活必需品の購入や組合員が居住する住宅等の小規模な修理に要する費用 例)「通勤用車両の購入」や「トイレの修理」など	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	2.72
住宅貸付		◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理等に要する費用 例)「住宅の新築」や「住宅のリフォーム」など	組合員期間が1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	2.72 (2.66)
災害貸付	新規	◇組合員が居住する住宅・住宅の敷地・家財が水震火災その他の非常災害及び盗難による被害を受けたときの修繕等に要する費用	組合員		組合員期間により異なる (最高1,900万円)
	再貸付	◇現に住宅・災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地が非常災害による損害を受けたときの修繕等に要する費用			
在宅介護対応住宅貸付		◇組合員が居住するための住宅の新築や購入、大規模な修理等をする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用	住宅又は災害貸付に準じる	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が限度額を超えるとき、超える額のうち介護対応工事費用を対象とする)	2.46 (2.40)
特別貸付	医療	◇組合員又は被扶養者の療養に要する費用	組合員	給料の6月分 (最高100万円)	2.72
	入学	◇組合員、被扶養者又は組合員の子の大学等への入学に要する費用 例)「入学金」や「初年度の授業料」など		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学	◇組合員、被扶養者又は組合員の子の大学等での修学に要する費用 例)「授業料」や「家賃」など		1月10万円を単年度毎 (修業年限により1~6年) (最高720万円)	
	結婚	◇組合員、被扶養者又は組合員の子・孫・兄弟姉妹の婚姻に要する費用 例)「結婚式や披露宴の費用」など		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭	◇組合員の配偶者・子・父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の葬祭に要する費用			
高額医療貸付		◇組合員、任意継続組合員又は被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い	組合員、任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付		◇組合員、任意継続組合員又は被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※ローンの借り換えなどは貸付けの対象となりません。

※貸付利率は変動性です。上記の貸付利率には、債権保全に係る保険料率である一部負担金率(年利0.06%)が含まれています。ただし、抵当権を設定する貸付けについては、()の率になります。

※共済組合を含む金融機関等への返済額が月収や年収の30%を超える場合は、貸付けができないことがあります。

「無理のない返済計画」「適正な資金利用」をお願いします!!

お問い合わせ先 福祉課貸付係 ☎083-925-6551



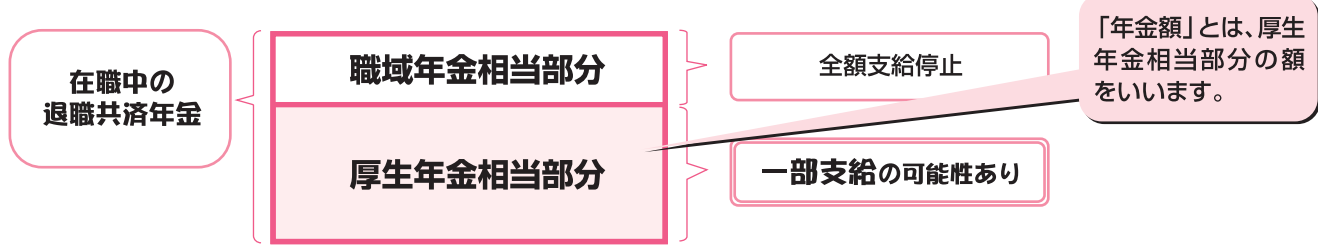
年金学校 初心者教室



在職中の共済年金は原則
全額支給停止ですが…

今回は、公務員として在職中の共済年金の支給について勉強します。
特に、今年度、「定年退職予定の方」や「再任用職員の方」、又は「再任用職員を希望される方」は必ずお読みください。
※再任用職員とは、定年退職後に引き続き公務員として勤務され、共済組合の組合員資格を有している方です。

退職共済年金は、その受給者が在職中である場合は、その支給を停止することとされていますが、その者の「給与月額」や「年金額」によっては特例として退職共済年金の一部が支給される場合があります。



◎ 一部支給額の算定方法 ◎

◆計算に必要な額

- A 年金の1か月分の額 …………… 退職共済年金のうち厚生年金相当部分の額×1/12
- B 給与月額 …………… 基本給×1.25
- C 前1年間の期末手当等の1か月分の額 …………… 前1年間の期末手当等の合計×1/12

A、B、Cの合計額が28万円以下の場合には全額支給されますが、28万円を超える場合は次のとおり一部支給となります。
なお、計算結果がマイナスの場合は、全額支給停止となります。

A+B+C	A	B+C	受けられる年金の月額
28万円以下	—	—	A
28万円超	28万円以下	47万円以下	A - (B+C+A-28万円) × 1/2 ☆
		47万円超	A - ((47万円+A-28万円) × 1/2 + (B+C-47万円)) ☆
	28万円超	47万円以下	A - (B+C) × 1/2
		47万円超	A - (B+C-47万円) × 1/2

具体的な計算例は、次号で民間の会社に再就職した場合の年金を学習した後に、それぞれのケースについて紹介する予定です。
☆は、再任用職員の代表的なケースです。
★は、60歳から定年退職までの代表的なケースです。

※受給権発生年月日は、生年月日により異なりますのでご注意ください。(2010年1・2月号参照)

◆ワンポイントアドバイス

- ・ 60歳(受給権発生日)から定年退職までの期間は、ほとんどの方が全額支給停止となります。★
- ・ 再任用職員(公務員)になると、通常、給与月額が下がりますので、一部支給される可能性が高くなります。☆
- ・ 再任用職員(公務員)の一部支給額の算定において、1年目は、前1年間の期末手当等が算入されますので、かなりの額が支給停止になると思われます。しかし、2年目は再任用職員の間の手当等を基に計算しますので、1年目よりは多く支給されます。
- ・ 今月号は、あくまでも公務員期間中の一部支給について説明していますが、公務員を退職後に、民間の会社等へ就職し、厚生年金に加入した場合は、別の計算方法になっています。このことについては、次号で説明しますので、必ずご確認ください。
- ・ 計算中の「28万円」、「47万円」は平成22年度の額であり、今後変更される可能性があります。
- ・ 在職中の障害共済年金についても、退職共済年金と同様の取扱いとなります。
- ・ 遺族共済年金は、在職中でも給与による調整はなく全額が支給されます。ただし、他の年金がある場合は、併給調整が行われます。

ご自身の退職共済年金の額は、共済だより2010年7、8月号に掲載しました「地共済年金情報webサイト」の試算額を目安にご確認ください。
<https://www.chikyonenkin.jp/>

○疑問・質問・ご意見をお寄せください○
〒753-8529
山口市大手町9番11号
山口県市町村職員共済組合 年金課 電話 083-925-6550
FAX 083-921-1228

次回予告 民間の会社に再就職したら…

自習をされる方は、全国市町村職員共済組合連合会のホームページ内の年金給付事業をご覧ください。

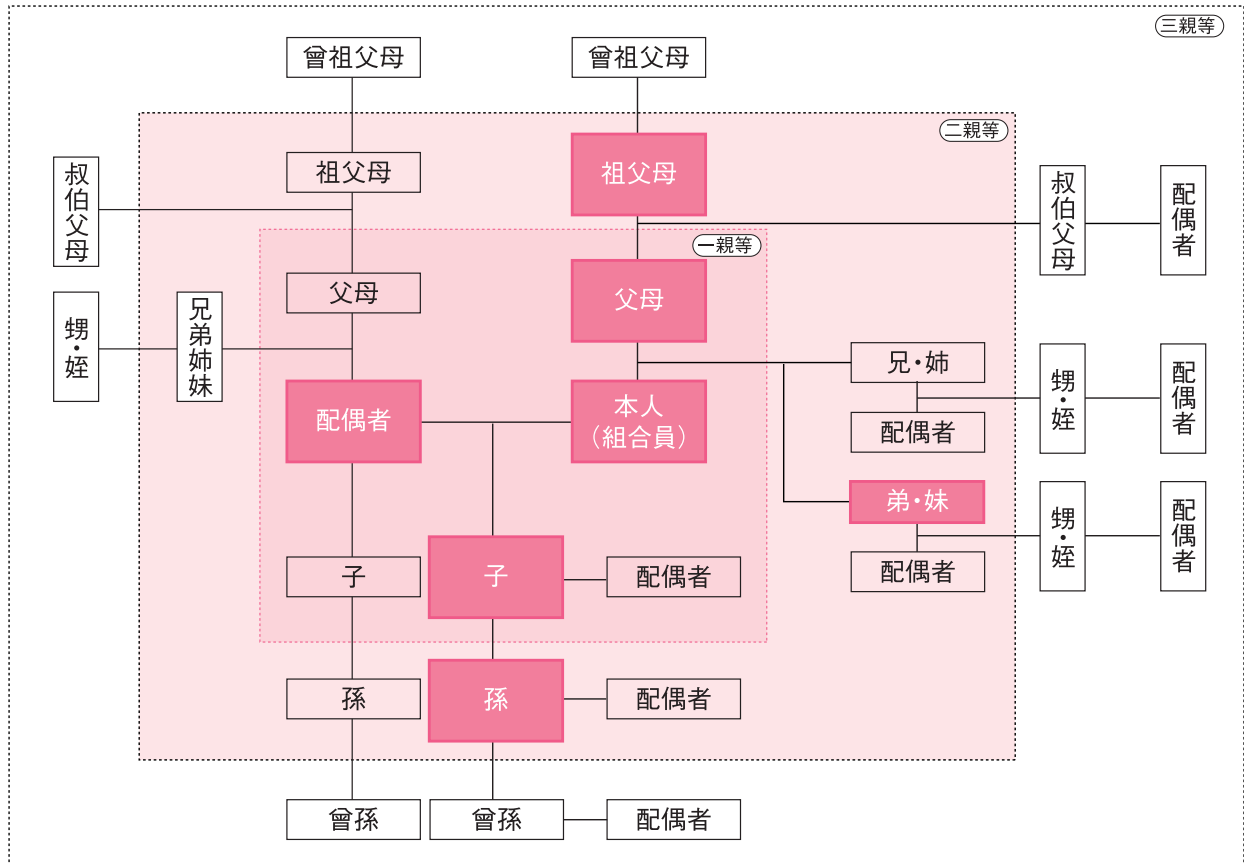
しっちよる! 扶養認定 ～係長の独りごと～

「しっちよる! 扶養認定」では、被扶養者の認定要件を扶養認定取消の事例等を取り上げながら確認していきます。

被扶養者とは？

組合員と生計を共にし、無職であるかあるいは収入が少なく組合員が経済的に扶養している次の者です。

1. 配偶者(内縁関係を含む)
 2. 子・孫
 3. 弟・妹
 4. 父母・祖父母
 5. 1～4以外の三親等内の親族
 6. 組合員の内縁の配偶者の父母および子
(その配偶者の死亡後も同じ)
- ※5・6については、組合員と同一世帯に属する者が該当(同居が要件)



(注) ■色の者は上記の被扶養者として認められる者の1～4の該当者

被扶養者の認定・取消の手続きは？

所属所を通じて、速やかに手続きを行ってください。

被扶養者の認定は、その事実発生の日から30日以内に届出をする必要があります。30日を過ぎて届出した場合、その届出のあった日からの認定となります。

一方、扶養認定取消は、取消の事実が発生した日までさかのぼり、取消となります。被扶養者が配偶者である場合は、国民年金の加入期間に影響することがありますので、特に注意が必要です。

被扶養者に認定されている方の収入等について、常に把握をしていただき、認定要件に該当しなくなった場合には、速やかに手続きを行ってください。

特に4月は、進学や就職など被扶養者の異動が多い時期ですのでご注意ください。

Point

被扶養者の認定・取消の手続きは30日以内に!

お問い合わせ先 各所属所の共済組合事務担当課または保険課資格係 ☎083-925-6142

被扶養者の資格に異動はありませんか？

4月は進学・就職などのシーズンです。被扶養者が、就職等により健康保険の被保険者となったときは、共済組合の被扶養者の資格を喪失します。所属所の共済組合事務担当課を經由して、共済組合に扶養認定取消の届出をしてください。

また、事業所得等における収入は、扶養認定上認められた経費の実額を控除した金額が収入金額となります。所得税法上の経費とは異なります。（詳しくは共済だより2011年3月号をご覧ください。）平成22年分の確定申告書で、扶養認定上の経費を控除した額が扶養認定の基準内であるか必ず確認してください。

被扶養者資格の取消要件に該当しているにもかかわらず、共済組合への届出が遅れた場合で、その間に医療機関等で受診されていたときは、医療費のうち窓口負担分を除いた共済組合負担分を組合員ご本人に請求することになりますので、留意してください。

所属所異動等で組合員証等の「記号・番号」が変わられた方は、医療機関等で受診される際に、必ず組合員証等を窓口で提示し「記号・番号」が変わられた旨を申し出てください。

被扶養者の認定を取り消す主な事例

- ① 被扶養者が、就職等により健康保険の被保険者となったとき
- ② 被扶養者が恒常的な所得を得たとき
 - ・ 60歳未満の者（障害年金の受給者を除く。）及び60歳以上で公的年金を受給していない者の恒常的な所得が年間130万円以上あるとき
 - ・ 障害を事由とする公的年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者の恒常的な所得が年間180万円以上あるとき
 ※収入要件には月額・日額の基準もありますのでご注意ください。
- ③ 別居により組合員と被扶養者に生計維持関係がなくなったとき
- ④ 同居が要件の被扶養者が別居したとき

上記の事例以外にも扶養認定を取り消す場合があります。疑問やご不明な点については、所属所の共済組合事務担当課または共済組合保険課資格係へお問合せください。TEL：083-925-6142

年金ニュース

◆平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されました

「障害年金加算改善法」が施行されたことに伴い、障害共済年金（障害等級が1・2級に該当する場合に限る。）に係る加給年金額対象者の認定について、次のとおり変更となりました。

改正前

障害共済年金の受給権発生日において、加給年金額対象者の有無を確認し、その後は認定を行わない。



改正後

障害共済年金の受給権発生日以後、加給年金額対象者を認定できる事実が発生すれば、その都度認定を行う。

（例）障害共済年金の受給権発生日には該当者がいなかったが、その後に結婚し、配偶者が加給年金額対象者の要件に該当した場合は、その事実が発生した日から対象者として認定されます。⇒事実が発生した日の属する月の翌月から加給年金額が付加されますので、障害共済年金が増額することとなります。

※該当する方（障害共済年金の受給権を有する者）には、詳しい改正内容等について、直接文書でご案内いたします。

お問い合わせ先 年金課 ☎083-925-6550

貯金係からの お知らせ

春

の加入率アップ大作戦!!

組合員（任意継続組合員は除く。）のみなさんに、もっと積立貯金を利用していただくためにキャンペーンを実施します。

対象者

新規加入により平成23年4月から7月までの間に、天引きで「定時積立」（給料）又は「臨時積立」（期末・勤勉手当）を開始された方（「随時積立」のみで加入された方や積立額変更で天引きを開始された方等は対象になりません。）

特典と特典の送付方法

「図書カード500円分」を8月下旬頃ご自宅にお送りします。

※特典の対象回数はお一人様1回となります。

将来のために、今から貯金を始めましょう！

積立貯金の加入者数は6,714名（平成22年12月31日現在）、全組合員に対する加入率は40.34%となっています。

積立額変更のご案内

5月10日（火）【共済組合必着】

- 6月積立分から変更になります。
- 次回の積立額変更の受付は、10月7日（金）共済組合必着で11月積立分からの変更になりますのでご注意ください。
- 「随時積立」のみでご加入の方が「定時積立」や「臨時積立」を始められたい場合は、積立額変更の取扱いとなります。

目標に向かって、積立額を見直してみませんか！

年利 1.1%

半年複利・税引後 0.88%
（平成23年4月1日現在）

貯金事業の内容については、本誌6・7ページの「貯金事業のご案内」をご覧ください。

本誌に差込みしています「積立貯金加入・変更・解約申込書」を使って、新規加入や積立額変更の手続きができます。

お問い合わせ先

共済組合福祉課貯金係

☎083-925-6551

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日（必着）	送金日
払戻し	4月8日（金）	4月28日（木）
	4月25日（月）	5月13日（金）
	5月10日（火）	5月31日（火）
	5月25日（水）	6月15日（水）
解約	4月8日（金）	4月28日（木）
	5月10日（火）	5月31日（火）

共済組合の行事（4月）

- 事務担当者会議
4月14日（木）防長苑

ライフ山口だより

問い合わせ先

有限会社 ライフ山口

〒753-0072
山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階
TEL:083-925-2128
FAX:083-925-2161
メールアドレス:ym212@lime.ocn.ne.jp「遺族サポートプラン」 「遺族サポートロング」 「医療保障保険」
収支計算報告

対象者（加入期間：平成22年3月1日～平成23年2月28日の加入者）

1. 遺族サポートプラン

年間保険料	538,564,702円
支払件数	8件
支払保険金	188,000,000円
算出配当金	229,246,688円
配当率	42.566%

2. 遺族サポートロング

年間保険料	90,818,026円
支払件数	2件
支払保険金	10,000,000円
算出配当金	63,119,455円
配当率	69.501%

3. 医療保障保険

年間保険料	112,044,082円
支払件数	191件
支払保険金	15,170,000円
算出配当金	40,946,368円
配当率	36.544%

共済組合から配当金
送金のお知らせ

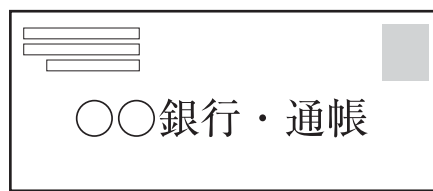
収支計算の結果、剰余金が生じたので、配当金を対象者の皆様へ共済組合から送金いたしました。ご確認ください。

●送金日

平成23年3月30日

●送金口座

給付金等振込口座



編集後記

この度震災に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。
毎日テレビや新聞等を見るたびに、心が痛みます。もし自分だったらと考えるけれど…答えは見つかりません。一日でも早い復興を願うばかりです。









(S・Y)

4月から子どもが小学校に入学します。街中を歩いて通ったり、勉強したり…我ながら過保護かなと思いつつも、少し心配しています。しかし、思えば〇十年前には自分でもやってきたこと。きっと大丈夫、と自分に言い聞かせつつ、あたたかく見守っていこうと思います。

(M・H)

組合の現況

平成23年3月11日現在

		
組合員/男	組合員/女	組合員/合計
11,156人	5,468人	16,624人
		
任意継続組合員	被扶養者/男	被扶養者/女
450人	7,096人	12,059人
		
	被扶養者/合計	
	19,155人	



大内義興よしおきコース

五、二五〇円

- 雑煮 干しなまこと
- 鮑の雑煮
- さしみ鯛 鯛の刺身
- たちばな焼 魚のすり身のお団子
- 饅頭 南瓜饅頭の味噌汁仕立て
- 大根へとっさか付 味噌汁仕立て
- 大根の酢漬けととさかのり
- 雁雉の焼物
- 雉の塩焼き
- 御汁いるかへい 味の潮汁
- さざえ盛りこぼし
- さざえのつば焼き
- 寸金羹 吉野葛の羹
- 御菓子 干し柿とみかんと昆布
- 御飯と漬物

大内コース特典 ご宿泊パック

助成券を利用して

500円

金・土・祝前日は
2,000円

防長苑の新企画!! 平成大内御膳

明応9年(1500年)大内のお殿様義興が
前將軍足利義植をもてなしたお料理
このたび「平成大内御膳」となって復活!

当時存在しなかった調味料
(砂糖、醤油、みりん)を
使用せず食材本来の味を

活かした御膳に仕上げています

510年前の御膳を忠実に再現した

職人の技を防長苑でご堪能ください

足利コース特典
ご入浴
サービス



料理長 樋口 稔



足利義植よしたねコース

一、一〇〇円

- 鱈せんばん焼
- 鱈の吸物
- 小かまぼこ
- 板かまぼこ
- のりからみ
- 烏賊とのりと 野菜の酢の物
- たこ味噌焼
- ゆでだこの味噌焼き
- 鮎の煎物
- 鮎の煮物
- 鴨の煎物
- 鴨の蒸し煮
- 寸金羹 吉野葛の羹
- 御飯と漬物

「平成大内御膳」は2コースございます。大内義興コースには茶碗蒸しがついています。
各コースともお2名様以上、2日前までにご予約ください。

山口県市町村職員共済組合

〒753-0077 山口市熊野町4-29



防長苑

TEL.083-922-3555